

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	総務課
処分の 名称	周南市シビック交流センターの使用許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市シビック交流センター条例第5条第1項
基準規定	周南市シビック交流センター条例第6条 周南市シビック交流センター条例施行規則第5条
審査基準	周南市シビック交流センター条例 （使用の許可） 第5条 交流室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （許可の制限） 第6条 市長は、交流室を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。 周南市シビック交流センター条例施行規則 （連続使用の制限） 第5条 交流室は、同一の者が引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 市長は、交流室を使用する機会の公平性が損なわれるおそれのあるときは、同一の者の同一の月における交流室の使用回数を制限するものとする。
標準処理 期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	総務課
処分の 名称	周南市シビック交流センターの使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市シビック交流センター条例第8条第3項
基準規定	周南市シビック交流センター条例第8条第3項 周南市シビック交流センター条例施行規則第7条第1項～第3項
審査基準	周南市シビック交流センター条例 （使用料） 第8条第3項 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 周南市シビック交流センター条例施行規則 （使用料の減額又は免除） 第7条 条例第8条第3項の規定による使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表第2のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、条例別表第2の冷暖房使用料及び条例別表第3の附属設備使用料は、別表第2の1の(1)及び4に規定する場合を除き、減免の対象としない。 3 入場料その他これに類するものを徴収し、又は物品販売を行う場合については、別表第2の1の(1)及び4に規定する場合を除き、使用料の減免はしないものとする。 4 使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定による使用の手続の際、その旨を申請しなければならない。5 市長は、第4条に規定する使用の許可の際、減免の可否を通知するものとする。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	総務課
処分の 名称	周南市シビック交流センターの使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市シビック交流センター条例第9条
基準規定	周南市シビック交流センター条例第9条 周南市シビック交流センター条例施行規則第10条第1項
審査基準	周南市シビック交流センター条例 （使用料の還付） 第9条 納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 周南市シビック交流センター条例施行規則 （使用料の還付） 第10条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合の基準については、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 交流室使用者の責めに帰さない事由により使用することができなくなったとき。 （2） 変更申請書が使用予定日の前日までに提出され、かつ、その使用の変更又は取消しに相当の理由があると認められるとき。
標準処理 期間	7 日
備考	